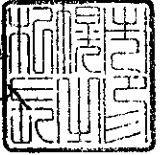


札幌市ユース・ホテル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月 11 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第88号

札幌市ユース・ホテル条例の一部を改正する条例

札幌市ユース・ホテル条例（昭和35年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表2中「3,800円」を「4,200円」に、「3,300円」を「3,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の別表2に規定する使用料の徴収は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の別表2の規定は、この条例の施行の日以後に開始する宿泊に係る使用料について適用し、同日前に開始した宿泊に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の公布の際現に札幌市ユース・ホテル条例第4条第1項の承認を受けている宿泊に係る使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。